

○総務省令第二十号

地方自治法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十四号）の一部の施行に伴い、地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

総務大臣 野田 聖子

地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令

地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>(公務上の災害の範囲)</p> <p>第一条の二 公務(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第八条第一項第五号に規定する一般地方独立行政法人の業務を含む。以下同じ。)上の災害の範囲は、公務に起因する負傷、障害及び死亡並びに別表第一に掲げる疾病とする。</p>
改正前	<p>(公務上の災害の範囲)</p> <p>第一条の二 公務(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第八条第三項に規定する一般地方独立行政法人の業務を含む。以下同じ。)上の災害の範囲は、公務に起因する負傷、障害及び死亡並びに別表第一に掲げる疾病とする。</p>

附 則

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。